

Q	項目	内容	A
Q1	全般	未提出または提出が遅れる場合はどうなりますか	事業所ご担当者様に連絡のうえ、速やかにご提出ください。 再三の督促にもかかわらず、提出がない場合は保険証が無効となり使用できなくなります。
Q2	全般	職業や収入が未記入だとどうなりますか	全て返戻しますので、必ず再提出となります。無職、収入0円等でも必ず記入してください。
Q3	全般	被扶養者が記載されていません	記載のない方は確認対象外です。追記等一切不要です。
Q4	削除済者	削除済の者が記載されています	削除済と記入のうえ、提出をお願いします。添付等は一切不要です。 令和5年9月1日のデータで作成をしているためです。
Q5	削除予定者	削除を予定している者はどうしたらいいですか	令和5年11月30日以前削除なら異動届に削除日がわかるもの等を添付してください。 12月1日以降削除なら確認調書に書類を添付のうえ、削除日に異動届を提出してください。
Q6	削除届出漏れ	就職等による削除を忘れていました	異動届に就職日がわかるもの等を添付して提出してください。
Q7	給与明細	直近3か月分を用意できません	直近でなくても構いませんので3か月分を用意してください。それでも用意できない場合は収入見込証明書又は雇用状況証明書を 用意してください。
Q8	給与明細	WEB明細のため直近3か月分を用意できません	紙に印刷してください。数字がわかれば構いませんので、スマホ画面をデジカメで撮影等の方法でも結構です。
Q9	給与明細	単発アルバイト等のため 直近3か月分を用意できません	ある分を提出してください。備考欄に単発アルバイト等を記入してください。
Q10	給与明細	直近3か月分の収入が多いです 一月当たり108,334円を超えています	給与明細3か月分÷3×12か月＝130万円未満かどうかで判断しています。左記計算式で130万円を超える場合は、 更に3か月～9か月分の給与明細を追加添付し、130万円を超えないことを確認のうえ、提出してください。
Q11	給与明細	直近3か月分の収入がとても多いです	被扶養者の権利がない可能性があります。130万円を超えなくとも、常に被保険者の収入を主として生活をしていなければなりません。 被保険者から生活費を貰わないほどの収入を得ているならば、扶養ではありません。
Q12	所得証明書	人によって提出依頼があるのはなぜですか	マイナンバー法に基づき、市町村から健保が直接取得をしておりますが、情報連携のタイムラグ等により取得できない場合があります。 この場合は申し訳ありませんが、被保険者様にて取得のうえ、提出してください。
Q13	所得証明書	同居人分の提出依頼があるのはなぜですか	マイナンバー法は同居人（被扶養者でない方）の情報の入手が認められていないためです。 この場合は申し訳ありませんが、被保険者様にて取得のうえ、提出してください。 主として生計維持をしている方を確認するため、必要な書類です。
Q14	所得証明書	無収入ですが必要ですか	無収入ということを確認するために必要です。
Q15	所得証明書	源泉徴収票で代用はできませんか	源泉徴収票は勤務先のみ収入情報であり、他の収入の有無が確認できないため代用できません。
Q16	所得証明書	非課税証明書ではいけませんか	収入金額（0円等）がわかれば結構です。
Q17	所得証明書	引越したので入手が困難です	申し訳ありませんが認められません。マイナンバーカードでコンビニでも入手（市町村による）できますのでなんとか用意してください。
Q18	仕送り	手渡しではいけませんか	確認ができませんので認められません。お手数ですがATM等にて記録を残してください。
Q19	自営業	税務署で認められた控除が認められないのは 何故ですか	健康保険の被扶養者の収入は健康保険法に基づくためです。
Q20	一時所得	株の売却等で一時的に130万円以上の収入が ありました	一時所得の内容がわかるものを添付のうえ、備考欄に説明の記載をお願いします。 2年以上の収入は恒常的収入となり、金額によっては被扶養者資格がありませんので注意してください。